

(参考)

1 関節可動域表示並びに測定方法	217
2 徒手筋力テスト	224
3 身体構造の解剖図	225
4 身体障害者の範囲拡大の推移	243
5 J R 運賃割引制度の第1種、第2種	248



## 1 関節可動域表示並びに測定法

( 日本整形外科学会身体障害者委員会  
日本リハビリテーションセンター医学会評価基準委員会 )

### I 基本的事項

#### 1 経緯

(略)

#### 2 ROM測定の目的

- (1) 測定することによって関節の動きを阻害している因子を発見する。
- (2) 障害の程度を判定する。
- (3) 治療法への示唆をあたえる。
- (4) 治療、訓練の評価手段となる。

#### 3 ROMの種類

- (1) 自動active : ケースが自分の力で動かしうる関節可動域。
- (2) 他動passive : 外的な力で動かされる関節可動域 ( ) で表示。
- (3) 関節には他動のほかに遊びreserveがあるが、これは原則としてとりあげない。

#### 4 基本肢位

すべての関節について解剖学的肢位を $0^\circ$ とする。なお前腕については手掌面が矢状面にある状態を $0^\circ$ とし、肩関節の水平屈曲伸展計測の際は外転 $90^\circ$ 位を $0^\circ$ とする。

#### 5 角度計のあてかた、基本軸・移動軸

軸は臨床的に考慮したので、理論的でない部分もある。基本軸は原則として立位で設定した。

注) (※表示について)

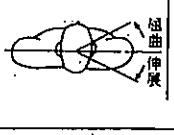
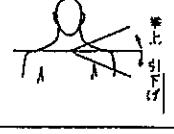
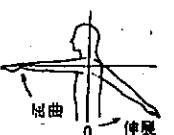
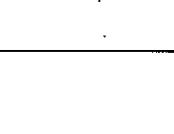
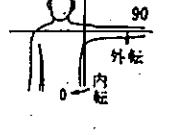
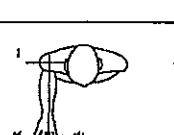
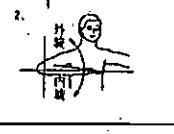
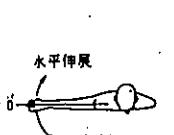
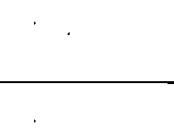
- 1 過伸展Hyperextensionという言葉は、一般に膝、肘、指に使用されているが基本肢位を $0^\circ$ としたので必ずしも必要がない。しかし肘と指は正常でもいわゆる過伸展をとりうるので、習慣上過伸展という言葉を使うことが多い。
- 2 可動域表示をマイナスで表現することもできる。  
股関節伸展について例示すれば、関節可動域が屈曲位 $20^\circ$ から $70^\circ$ まであつたとすると、この表現は次のとおりとなる。
  - a) 股関節の運動範囲は $20^\circ \sim 70^\circ$
  - b) 股関節の屈曲は $70^\circ$ まで、伸展は屈曲 $20^\circ$  ( $-20^\circ$ ) まで。
- 3 正常可動範囲はあくまで参考角度とする。
- 4 股関節にはこの他分廻し運動、あるいは屈曲位外内転(Abduction or Abduction in Flexion)という表現をすることがある。circumductionという言葉があるが、ほとんど同義語という解釈もなりたつが、回旋要素の有無によって異なる意味もあるのでここではふれないことにする。
- 5 肩甲帶の運動は複合運動であるので計測法にとくに厳密な規定はもうけない。
- 6 肩関節の運動の中心は解剖学的には肩峰ではないが計測上の容易さから肩峰を用いることにした。
- 7 肩甲上腕関節を単独に計測するときは肩甲骨を固定する。
- 8 対立運動の反対の運動と復位運動retropositionとする。

- 9 母指尺側内転において、示指をこえて掌面で尺側に行く運動をtranspalmar abductionという。
- 10 母指の最大橈側外転位から1-2中手骨間の最大角度を保ちながら、CM関節で第1中手骨を手の尺側線に近づける運動を分廻し運動circumductionともいい、その角度は掌面と第1手骨のなす角度とする。
- 11 中指自体の掌面上の運動は橈側外転radial abduction、尺側外転ulnar abductionとする。
- 12 足部は理論上長軸方向における回旋運動すなわち回外supinationと回内pronationと背底屈と外内転があるが、実際はこれらの運動は合成されて外がえし eversion (回内、外転、背屈)、内がえし inversion (回外、内転、底屈) の複合運動としかならず単独運動はおこらない (内外転のみわずかに単独運動がある。)。従って、足部の運動は外がえし、内がえし運動としてまとめた。いわゆる内反外反という言葉は変形をあらわす言葉として使用する (とくに用語委員会に付託)。内反運動、外反運動という言葉も不適当であり、ドイツ語ではeversionはAuswärtskantung、inversionはEinwärtskantungとして表現されている。

(測定について)

- 13 測定しようとする関節は十分露出すること、とくに女性の場合、個室、更衣室の用意が必要である。
- 14 ケースに精神的にもおちつかせる、よく説明し、気楽な姿勢をとらせる。
- 15 基本軸の固定が大切である。固定する場所は関節の近位あるいは遠位端であって関節そのものではない。
- 16 角度計の軸は関節の軸とよく一致させる、軸の平行移動はさしつかえない。
- 17 角度計は2回あてること、動かす前と後に測定する。
- 18 2関節筋 (多関節筋) のある関節ではその影響を十分配慮すること。
- 19 関節痛のあるさいはどの範囲で痛みがあるかを発見し記載すること、検査は注意深くゆっくり行う。

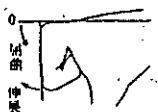
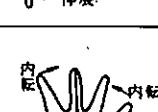
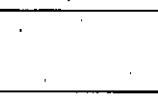
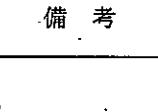
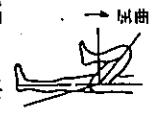
## II. 上肢計測

関節名 (部位名)	運動方向	正常可動範囲	角度計のあてかた			注意	備考
			基本軸	移動軸	軸心		
肩甲帶 shoulder girdle ※注5	屈曲 flexion	0~20	肩峰を通る前額面の投影線	頭頂と肩峰を結んだ線	頭頂	体幹が動かない ように固定する 脊柱が前後屈しないように	
	伸展 extension	0~20	"	"	"		
	挙上 elevation	0~20	肩峰を結ぶ水平線	肩峰を胸骨上縁を結んだ線	胸骨上縁		
	引下げ depression	0~10	"	"	"		
肩 shoulder (肩甲骨の動きも含む) ※注7	屈曲 (前方挙上) flexion	0~180	肩峰を通る垂直線(起立または座位)	上腕肩	肩峰	※注6	
	伸展 (後方挙上) extension	0~50	"	"	"		
	外転 (側方挙上) abduction	0~180	"	"	"	角度計は前後どちらにあててもよい 体の側屈が起こらぬように90°以上になつたら前腕を回外することを原則とする 内転の計測は20°または45°屈曲位ではかる方法もある	
	内転 adduction	0	"	"	"		
	外旋 external rotation	0~90	床に垂直(右図)	尺骨	肘頭		
	内旋 internal rotation	0~90	"	"	"		
	水平屈面 horizontal adduction (flexion)	0~135	肩峰を通る前額面の投影線	外転90°より水平面を移動した上腕骨長軸	肩峰		
肘 elbow ※注1	水平伸展 horizontal abduction (extension)	0~30	"	"	"	手掌は原則として下むき	
	屈曲 flexion	0~145	上腕肩	橈肩	肘関節		
	伸展 extension	0~5	"	橈肩	"		

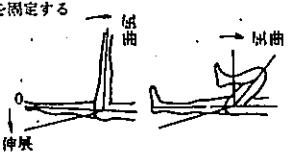
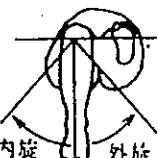
前腕 forearm	回内 pronation	0~90	床に垂直 (右図)	伸展した母指 を含む手掌面	第3指先	肩の回旋が入らないように肘を90°に屈曲する 0°の位置は前腕の中間位回外は 手掌が天井をむいた状態 回内は手掌が床面をむいた状態	
	回外 supination	0~90	"	"	"		
手 wrist	背屈 extension (dorsi- flexion)	0~70	橈 肩	第2中手脛	手 関 節	前腕は中間位、 角度計は橈側に あてる	
	掌屈 flexion (palmar- flexion)	0~90	"	"	"		
手 wrists	橈屈 radial- flexion	0~25	前腕肩 (前 腕軸の中 心)	第3指先	手 関 節		
	尺屈 ulnar-flex- ion	0~55	"	"	"		

### III. 手 指 計 測

関節名 部位名	運動方向	正常可動範囲	角度計のあてかた			注意	備考
			基本軸	移動軸	軸心		
母指 thumb	橈側外転 radial abduction	0~60	示指 (橈骨の延長上)	母指	手根 中 手 関 節	運動方向は手 掌面上	
	尺側内転 ulnar abduction	0	"	"	"		
	掌側外転 palmar abduction	0~90	"	"	"	運動方向は手 掌面に直角	
	掌側内転 p almar adduction	0	"	"	"		
	屈曲(MP) flexion(M P)	0~60	第1中手骨	第1基節骨	MP関節		
	伸展(MP) extension (MP)	0~10	"	"	"		
	屈曲(IP) f lexion(IP)	0~80	第1基節骨	第1末節骨	IP関節		
※注1	伸展(IP) extension (IP)	0~10	"	"	"		
	対立 opposition						
※注8			左図のように母指 尖端と小指MP間 の距離で表示				
			この運動は外転、回旋、屈曲の3要 素の合成で軸心も一点でないので角 度で計測することは困難				
※注10							

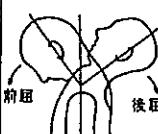
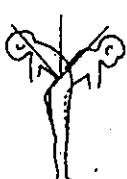
指 fingers ※注1	屈曲(MP) flexion(MP)	0~90	第2~5中手骨	第2~5基節骨	MP関節	正確には右のような計測をすべきであるが下図のように距離で表示することもできる  指先とproximalまたはdistalmar crease間の距離(上図)  第3指を中心にして指のはなれる運動を外転とし、指のあわさる運動を内転とする指先間の距離で表示することもできる ※注11	
	伸展(MP) extension(MP)	0~45	〃	〃	〃		
	屈曲(PIP) flexion(PIP)	0~100	第2~5基節骨	第2~5中節骨	PIP関節		
	伸展(PIP)e xtension(PIP)	0	〃	〃	〃		
	屈曲(DIP) flexion(DIP)	0~80	第2~5中節骨	第2~5末節骨	DIP関節		
	伸展(DIP) extension(DIP)	0	〃	〃	〃		
	外転 abduction		第3指軸	2.4.5指軸	両軸の交点		
	内転 adduction		〃	〃	〃		

#### IV. 下肢 計測

関節名 (部位名)	運動方向	正常可動範囲	角度計のあてかた			注意	備考
			基本軸	移動軸	軸心		
股 hip ※注4	屈曲 flexion	0~90 0~125 (膝屈曲のとき)	体幹と平行に	大腿骨 (大転子と大腿骨外頸の中心)	股関節 (大転子)		骨盤を固定する
	伸展 extension	0~15	〃	〃	〃		
	外転 abduction	0~45	左右の上前腸骨棘を結ぶ線への垂線	大腿中央線 (上前腸骨棘より膝蓋骨中心)	上前腸骨棘		骨盤を固定 外旋しないよう にする内転計測のときは反対肢 を屈曲挙上して、その下をとおして内転する
	内転 adduction	0~20	〃	〃	〃		
	外旋 external rotation	0~45	膝90°屈曲位で膝蓋骨より下した垂線	下腿長軸	膝蓋骨		膝関節を屈曲(90°)し股関節回旋の角度が下腿骨の移動角度で計測できる肢位 (背臥位で膝から下をベットより出す。または腹臥位)骨盤の代償を少なくするように
	内旋 internal rotation	0~45	〃	〃	〃		
膝 Knee ※注1	屈曲 flexion	0~130	大腿骨 (大転子と大腿骨外頸の中心)	下腿骨 (排骨小頭より排骨果)	膝関節		原則として腹臥位で行うが股関節の屈曲縮等があり腹臥拘位がとれないときは背臥位ではかることもある
	伸展 extension	0	〃	〃	〃		

関節名 (部位名)	運動方向	正常可動範囲	角度計のあてかた			注意	備考
			基本軸	移動軸	軸心		
下腿 lower leg	外旋 external rotation	0~20	膝屈曲90°の位置で足長軸が自然に向く位置	移動した長軸	踵部	腰かけ坐位(腹臥、背臥位もあり得る)膝を90°屈曲位に垂らし足関節を中間にいとし、足長軸の移動軸ではかかる。この運動は膝と足関節の複合運動で、膝伸展位ではおこらない。	
	内旋 internal rotation	0~10	"	"	"		
足(関節) ankle	背屈 dorsi-flexion	0~20	下腿骨軸への垂線(足底部)	第5中足骨	足底	腰かけ坐位(腹臥、背臥位もあり得る)膝を屈曲して2関節筋の緊張を除いて計ること。	
	底屈 plantar flexion	0~45	"	"	"		
足部 Foot	外がえし eversion	0~20	下腿骨軸への垂線(足底部)	足底面	特に定めず	同上	
	内がえし inversion	0~30	"	"	"		
※注12	外転 abduction	0~?	第1第2中足骨の間の足軸	同左	前足部関節	足底で、足外縁または内縁で計測することもできる膝伸展位	
	内転 adduction	0~?	"	"	"		
母指(趾) great toe	屈曲(MP)	0~35	第1中足骨	第1基節骨	MP		
	伸展(MP)	0~60	"	"	"		
	屈曲(IP)	0~60	第1基節骨	第1末節骨	IP		
	伸展(IP)	0	"	"	"		
足指(趾) toes	屈曲(MP)	0~35	第2~5中足骨	第2~5基節骨	MP		
	伸展(MP)	0~40	"	"	"		
	屈曲(PIP)	0~35	第2~5基節骨	第2~5中節骨	PIP		
	伸展(PIP)	0	"	"	"		
	屈曲(DIP)	0~50	第2~5中節骨	第2~5末節骨	DIP		
	伸展(DIP)	0	"	"	"		

## V. 体幹計測

関節名 (部位名)	運動方向	正常可動範囲	角度計のあてかた			注意	備考
			基本軸	移動軸	軸心		
頸部 cervical	前屈 (屈曲) flexion	0~60	前額面中央 線	耳孔と頭頂 との結合線	肩関節中心 (肩峰部)	頭部体幹の側面 で行う 原則として腰かけ坐位、立位、 その他立位、臥位	
	後屈 (伸展) extension	0~50	"	"	"		
	回旋 (捻転) rotation	左 旋	0~70	背 面	鼻梁と後頭 結節との結 合線	頭 頂	測定は頭頂水平 面で行なう。体 位は腰かけ坐 位、立位または背臥 位
		右 旋	0~70	"	"	"	
	側屈 latera l bendin g	左 屈	0~60	第7頸椎棘 突起と第5 腰椎棘突起 との結合線	頭頂は第7頸 椎棘突起と の結合線	第7頸椎棘突 起	測定は頭頂水平 面で行なう、体 位は腰かけ坐 位、立位背臥位 または腹臥位
		右 屈	0~50	"	"	"	
胸腰部 thoracie & lumber	前屈 (屈曲) flexion	0~45	第5腰椎棘 突起をとお る垂線 側臥位では 水平線	第7頸椎棘突 起と第5腰椎 棘突起との 結合線	第5腰椎棘突 起	測定は体幹側面 で行なう 体位は腰かけ坐 位、立位または 側臥位、軸心は 第5腰椎棘突起が	
	後屈 (伸展) extension	0~30	"	"	"	判断としない場 合はジャコビ一 線の中央にたて た垂線との交差 点を用いてもよ い	
	回旋 (捻転) rotation	左 旋	0~40	腰かけの背 あて(垂 線)の線	両肩甲部の 切線	両肩甲部の 切線の背あ ての延長線 の交点	測定は腰かけの 背あてに腰殿部 を固定した位置 で行なう 体位は腰かけ坐 位
		右 旋	0~40	"	"	"	
	側屈 latera l bendin g	左 屈	0~50	ジャコビ一 線の中点に たてた垂線	第7頸椎棘突 起と第5腰椎 棘突起との 結合線	第5腰椎棘突 起	測定は体幹の背 面で行なう体位 は腰かけ坐位ま たは立位
		右 屈	0~50	"	"	"	

注：脊柱に変形があるときは測定は困難なので便宜上起立位で腰部を前屈し上肢を伸展させてその指尖と床面との距離をcmで表現する。側屈も同じ。起立不能の時は臥位のまま下肢を伸展させた位置で鼻先母趾先端までの距離をcmで表す胸腰部の測定には股関節の運動がはいらぬよう注意する。そのためフレキシブルテープで長さを計測するのもよい。

## VI. 顎関節計測

顎関節temporomandibular joint	<ul style="list-style-type: none"> <li>開口位で上顎の正中線上で上歯と下歯の先端との間の距離をcmで表現する</li> <li>左右偏位lateral deviationに関しては上顎の正中線を軸として下歯列の動きを左右ともcmで表現する</li> <li>正常値は上下第1切歯対向線間の距離5.0cm、左右偏位は1.0cmである</li> </ul>
----------------------------	---

## 2 徒手筋力テスト

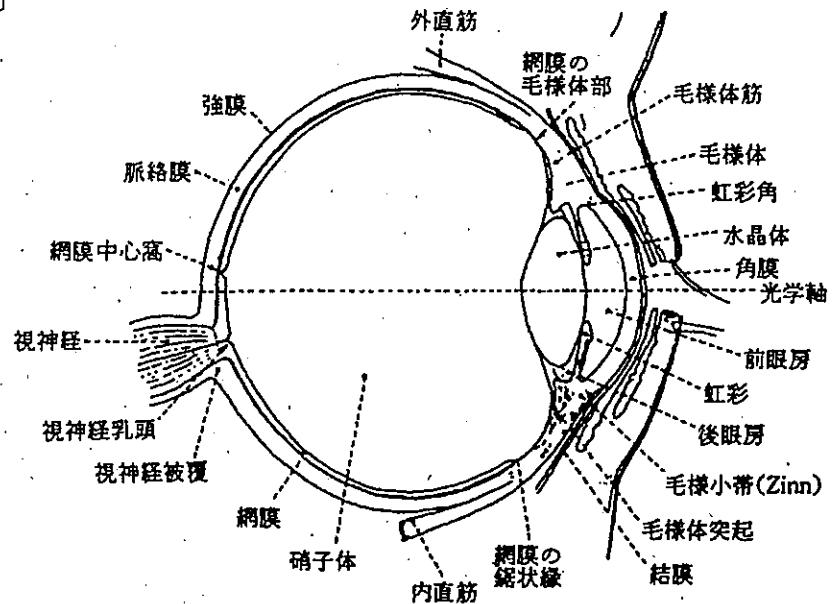
筋力テストは徒手による筋力検査によって行い、評価は次の内容で区分します。

○	正常	検者の手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合	5
	やや減	検者の手を置いた程度の抵抗を排して自動可能な場合	
△	半減	検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合	3
×	著減	自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような体位では自動可能な場合	2
	消失	いかなる体位でも関節の自動が不能な場合	1 0

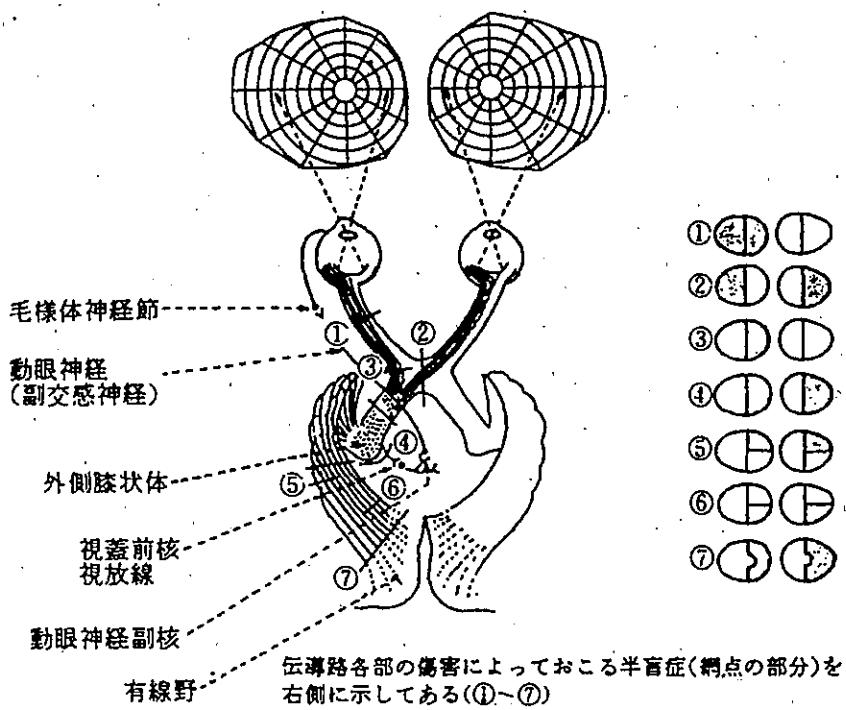
(6段階評価)

### 3 身体構造の解剖図

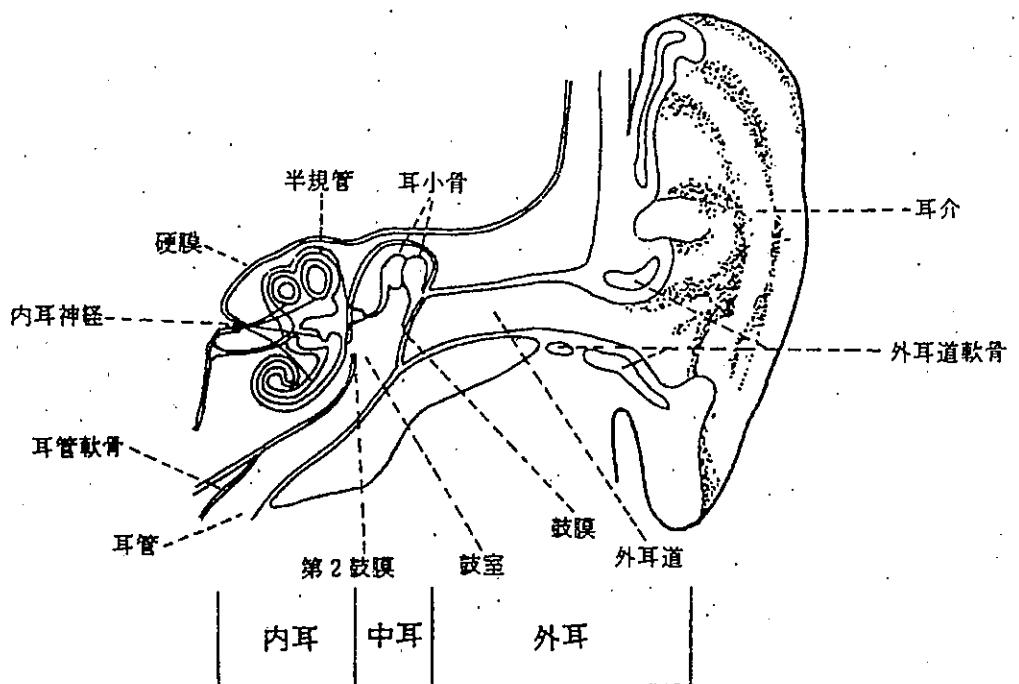
#### [目の構造]



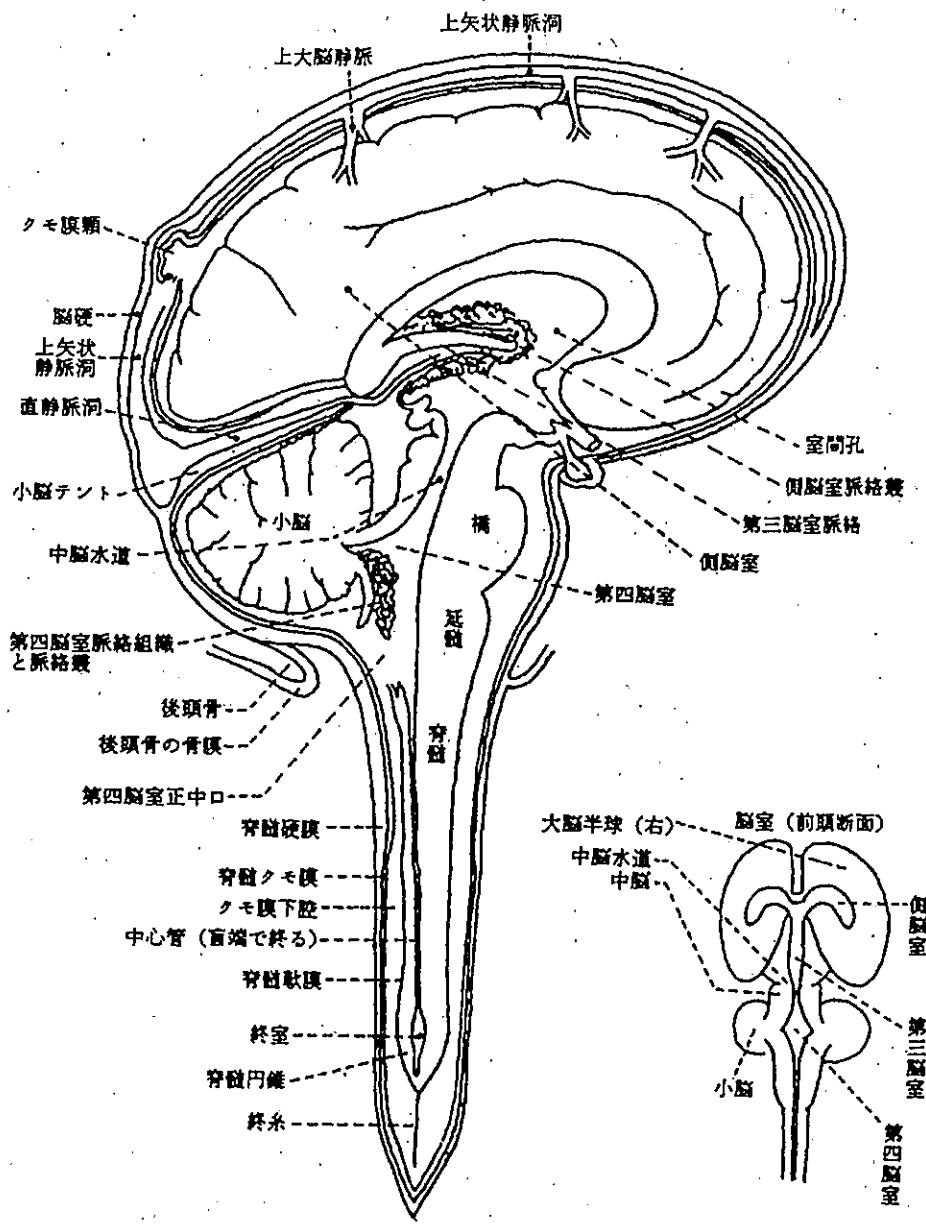
#### 視野と視覚伝導路 (Holmans)



[耳の構造]

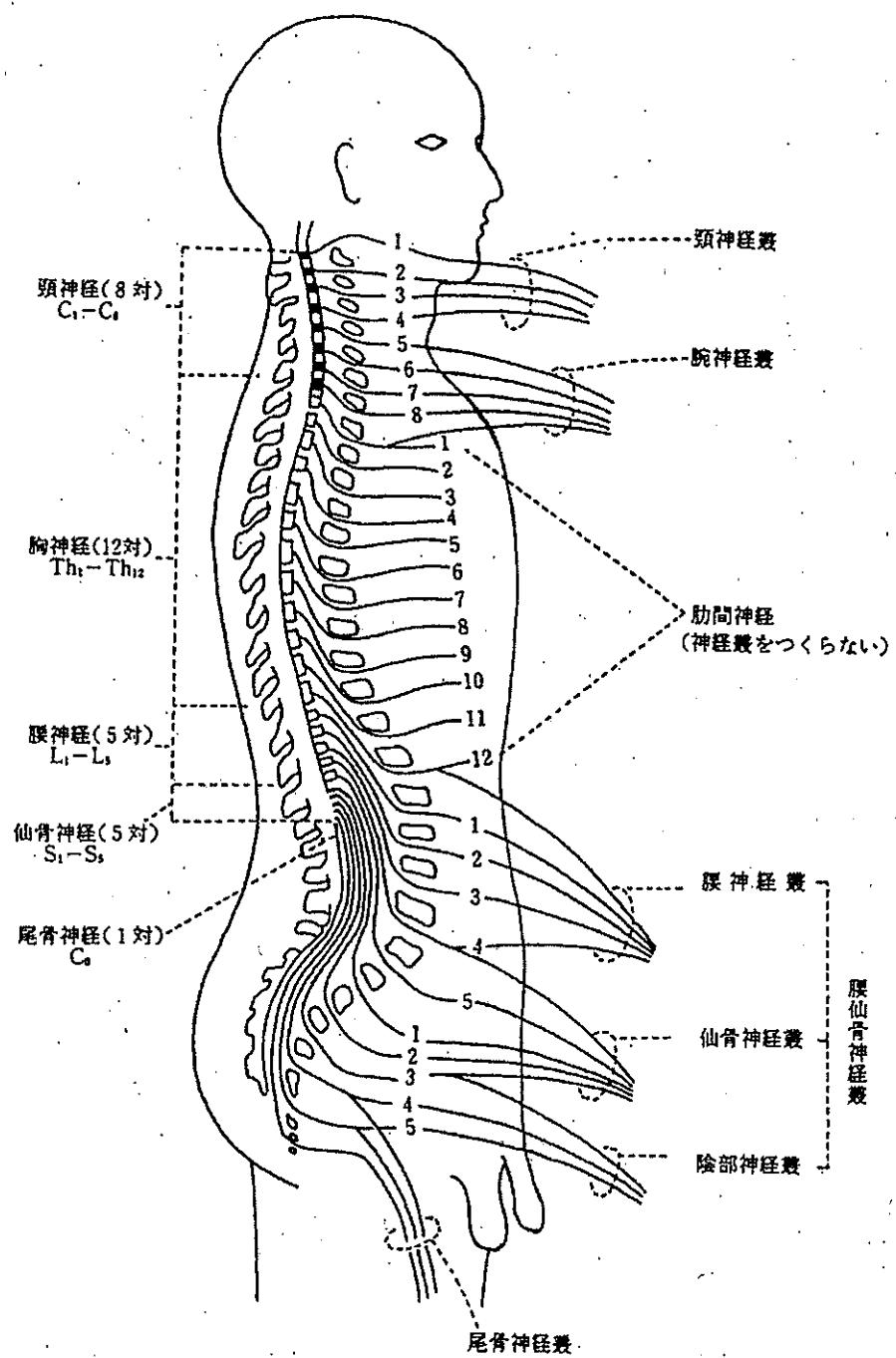


〔脳及び神経系①〕



〔脳及び神経系②〕

〔脳及び神経系②〕



## 脊髄の運動と感覚レベル

### 感覚レベル

聴覚、平衡、味覚  
咽頭、食道、喉頭、気管

後頭部 C 1, 2.  
頸部 C 2, 3, 4  
肩 C 4, 5.  
腋窩神経 C 5, 6  
腋窩神経 C 6, 7, 8  
正中神経 C 6, 7, 8  
尺脛神経 C 8, T 1

肩甲線 (T 3)

肩甲下角 (T 7)

胸椎上口

腹部

へそ (T 10)

臀部 (T 12, L 1)

鼠径部 (L 1, 2)

大腿部 (L 1, 2, 3)

内側

外側

F 腿部 (L 4, 5)

内側

外側

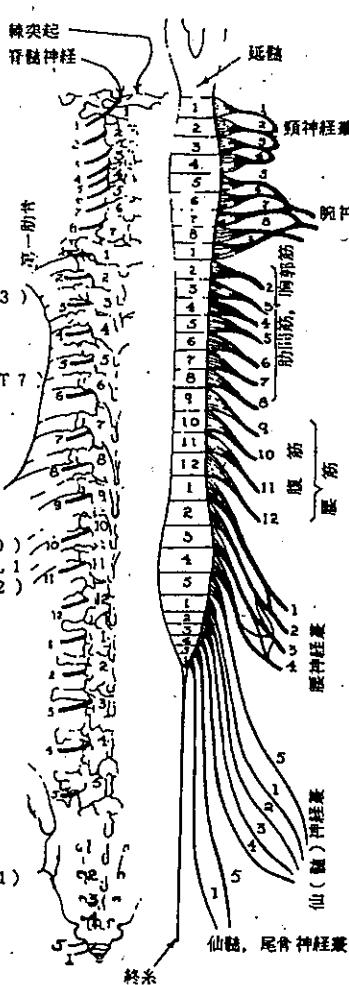
陰囊陰茎

会陰 (S 1, 2)

膀胱 (S 3, 4)

直腸 (S 4, 5)

肛門 (S 5, 尾骶 1)



### 運動レベル

顎面筋 (脳神経VII)

咽頭・口蓋筋X

喉頭筋X

舌筋X

食道X

胸鎖乳頭筋X (C 1, 2, 3.)

頸筋 (C 1, 2, 3.)

僧帽筋 (C 3, 4.)

菱形筋 (C 4, 5.)

横隔膜 (C 3, 4, 5.)

肩甲上下筋 (C 4, 5, 6.)

三角筋, 腕, 捻骨筋と上腕二頭筋 (C 5, 6.)

前鋸筋 (C 5, 6, 7.)

大胸筋 (C 5, 6, 7, 8.)

小円筋 (C 4, 5.)

回内筋 (C 6, 7, 8 T 1.)

上腕三頭筋 (C 6, 7, 8.)

長腕伸筋指伸筋 (C 6, 7, 8.)

広背筋大円筋 (C 5, 6, 7, 8.)

長指伸筋 (C 7, 8 T 1.)

拇指伸筋 (C 7, 8.)

背間筋, 虫様筋, 拇指球筋,

小指球筋 (C 8, T 1.)

腸腰筋 (L 2, 3, 4.)

棘上筋 (L 2, 3.)

大腿四頭筋 (L 2, 3, 4.)

臀筋 (L 4, 5 S 1.)

大腿筋膜張筋 (L 4, 5.)

大腿内転筋 (L 2, 3, 4.)

大腿外転筋 (L 4, 5 S 1.)

前脛骨筋 (L 5.)

腓腹筋, ひらめ筋 (L 5, S 1, 2.)

大腿二頭筋, 半腱様筋, 半膜様筋

(L 4, 5, S 1.)

閉鎖筋, 裂状筋, 大腿方形筋 (4, 5, S 1.)

足屈筋, 足伸筋 (L 5, S 1.)

腓骨筋 (L 5, S 1.)

足指屈筋 (L 5, S 1, 2.)

骨間筋 (S 1, 2.)

会陰筋 (S 3, 4.)

膀胱筋 (S 4, 5.)

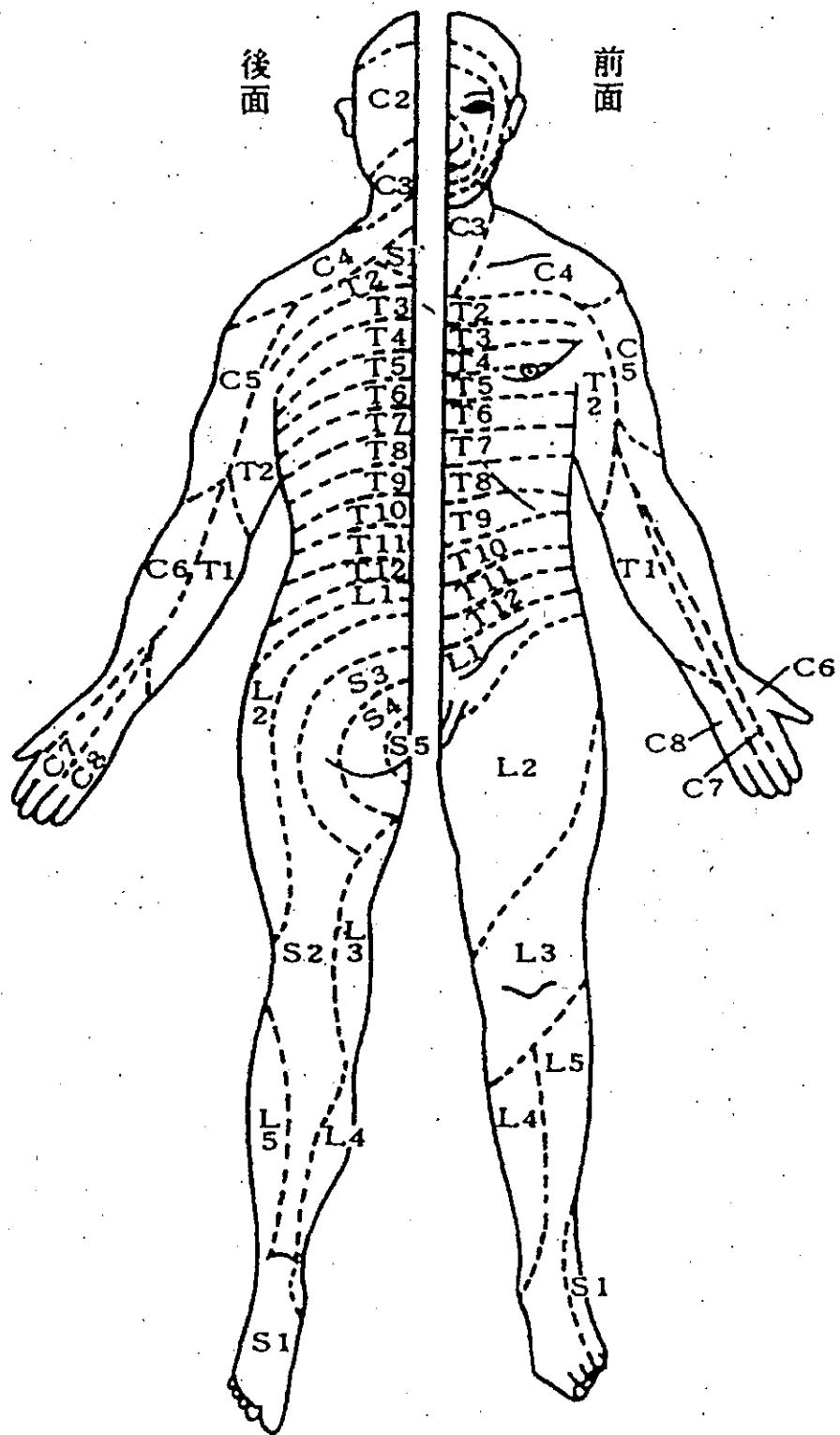
直腸筋 (S 4, 5 尾骶 1.)

(注) C 頸部

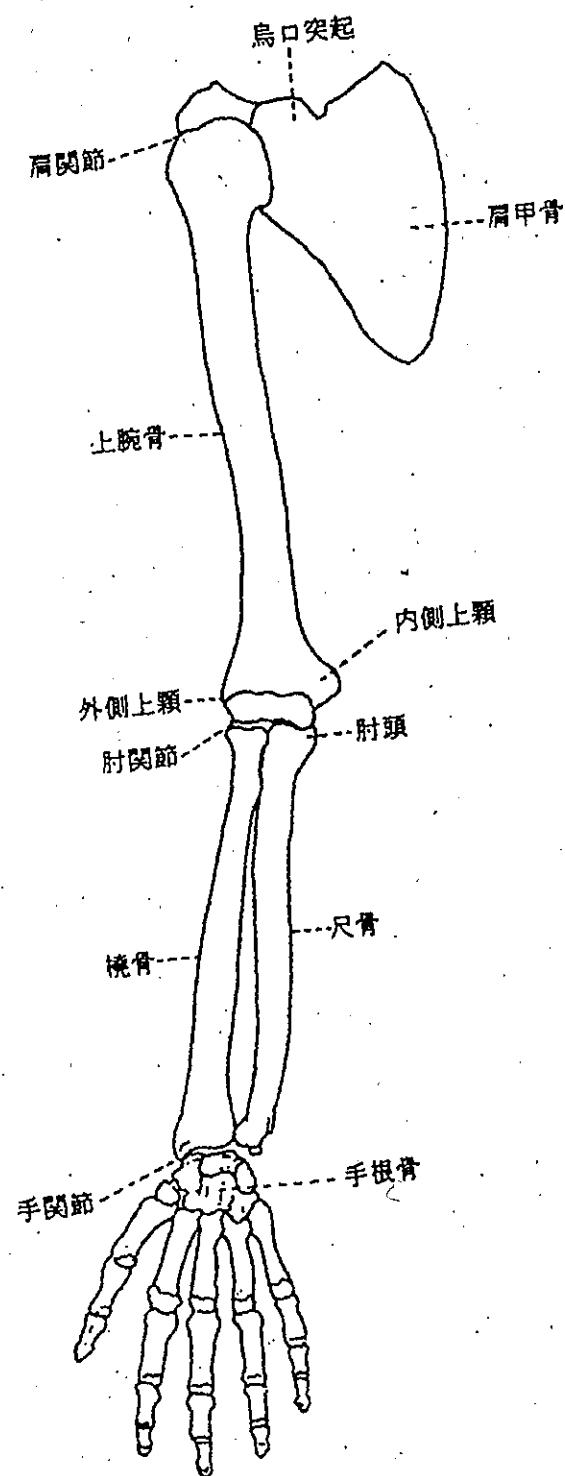
L 胸部

S 腹部

支配髄節と知覚

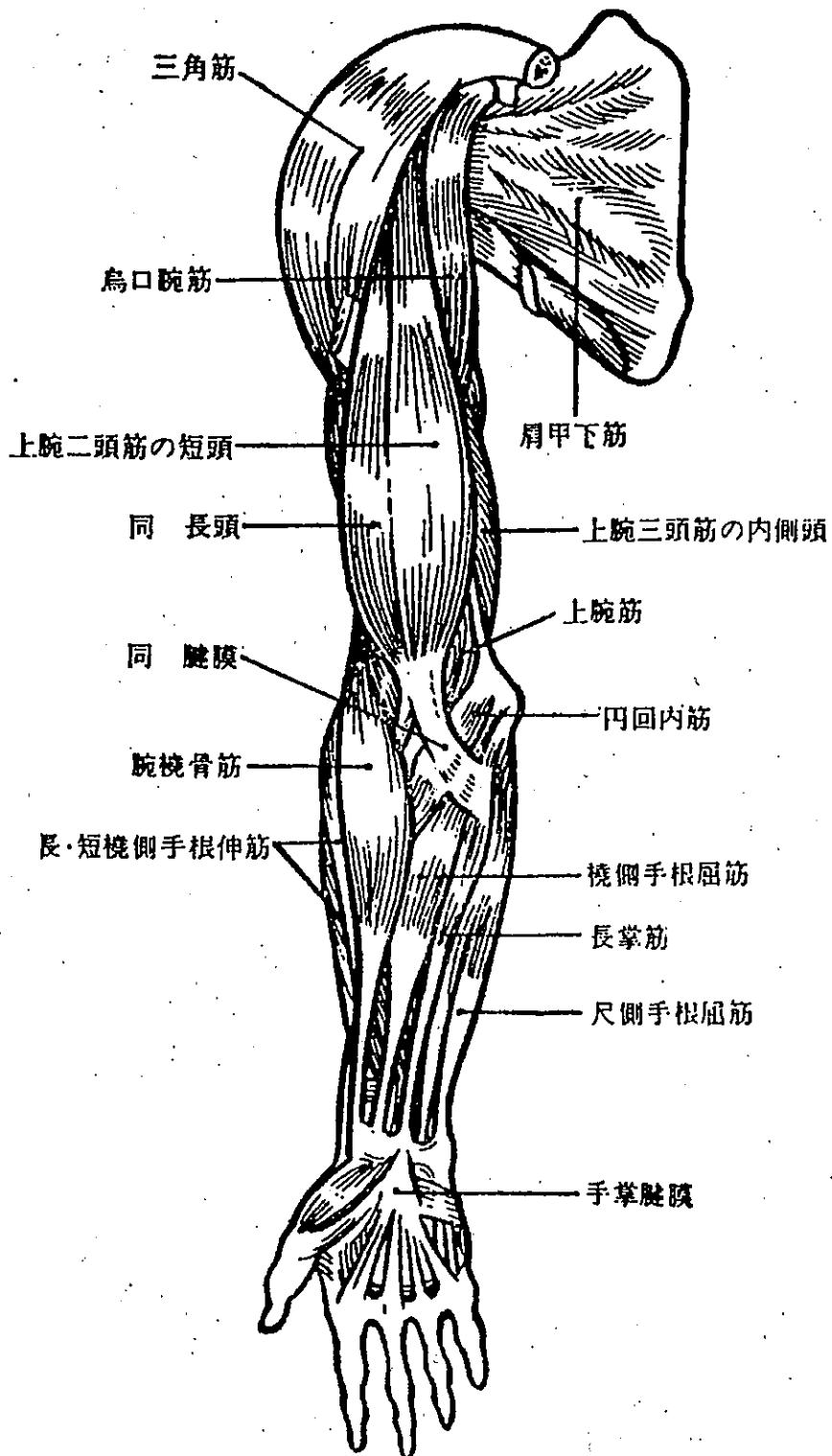


〔上肢の骨格〕

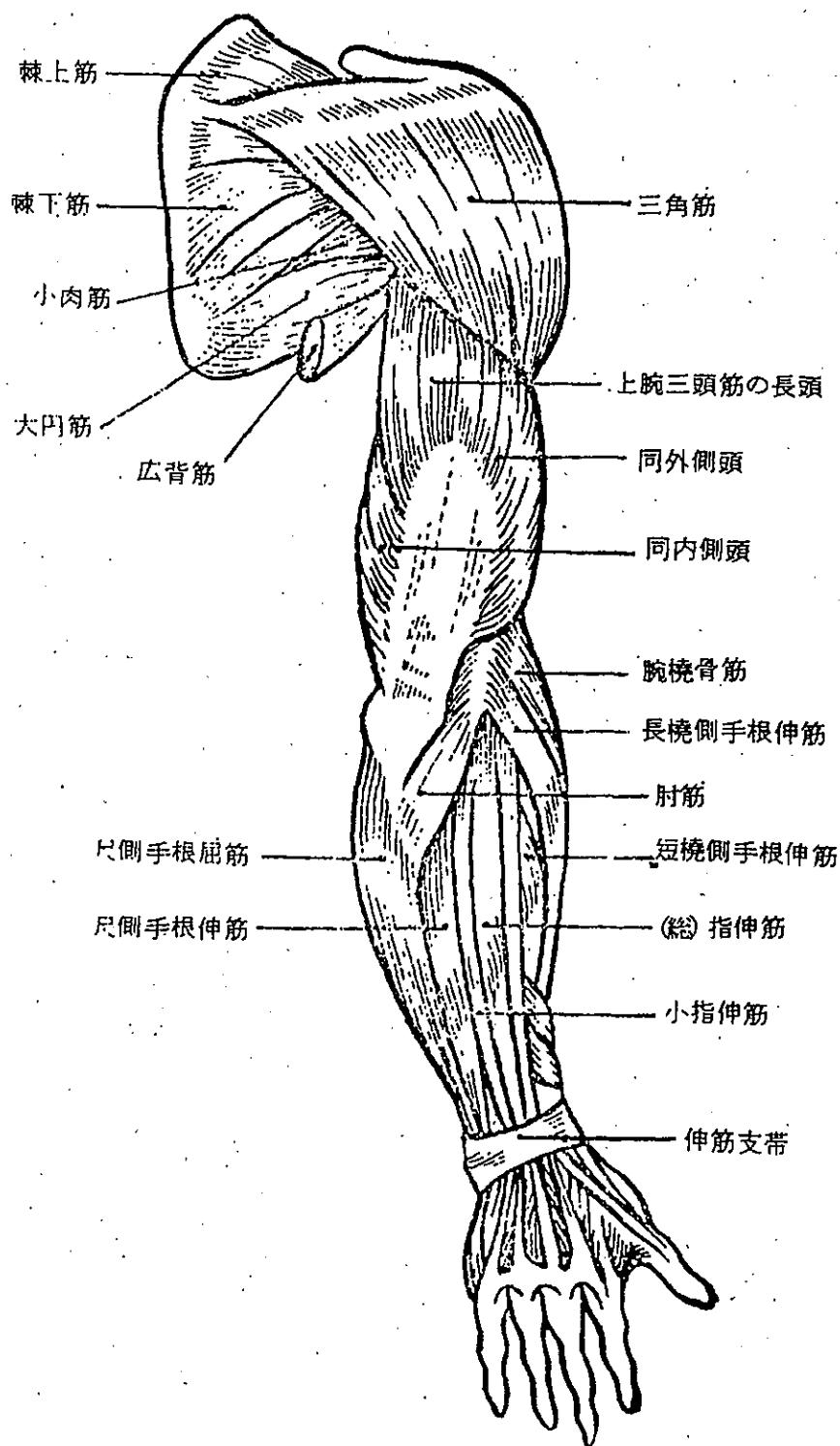


[上肢筋]

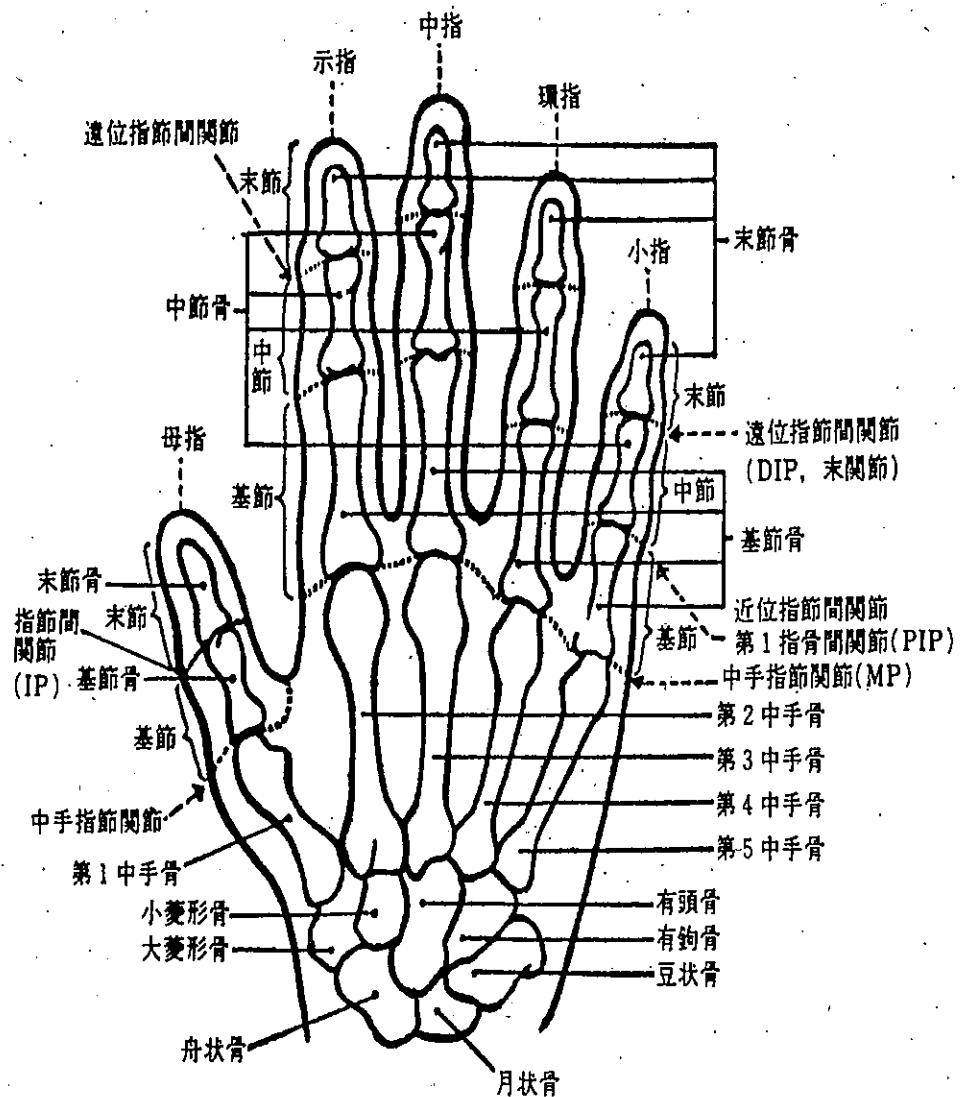
前 面 (屈側)



後面(伸側)

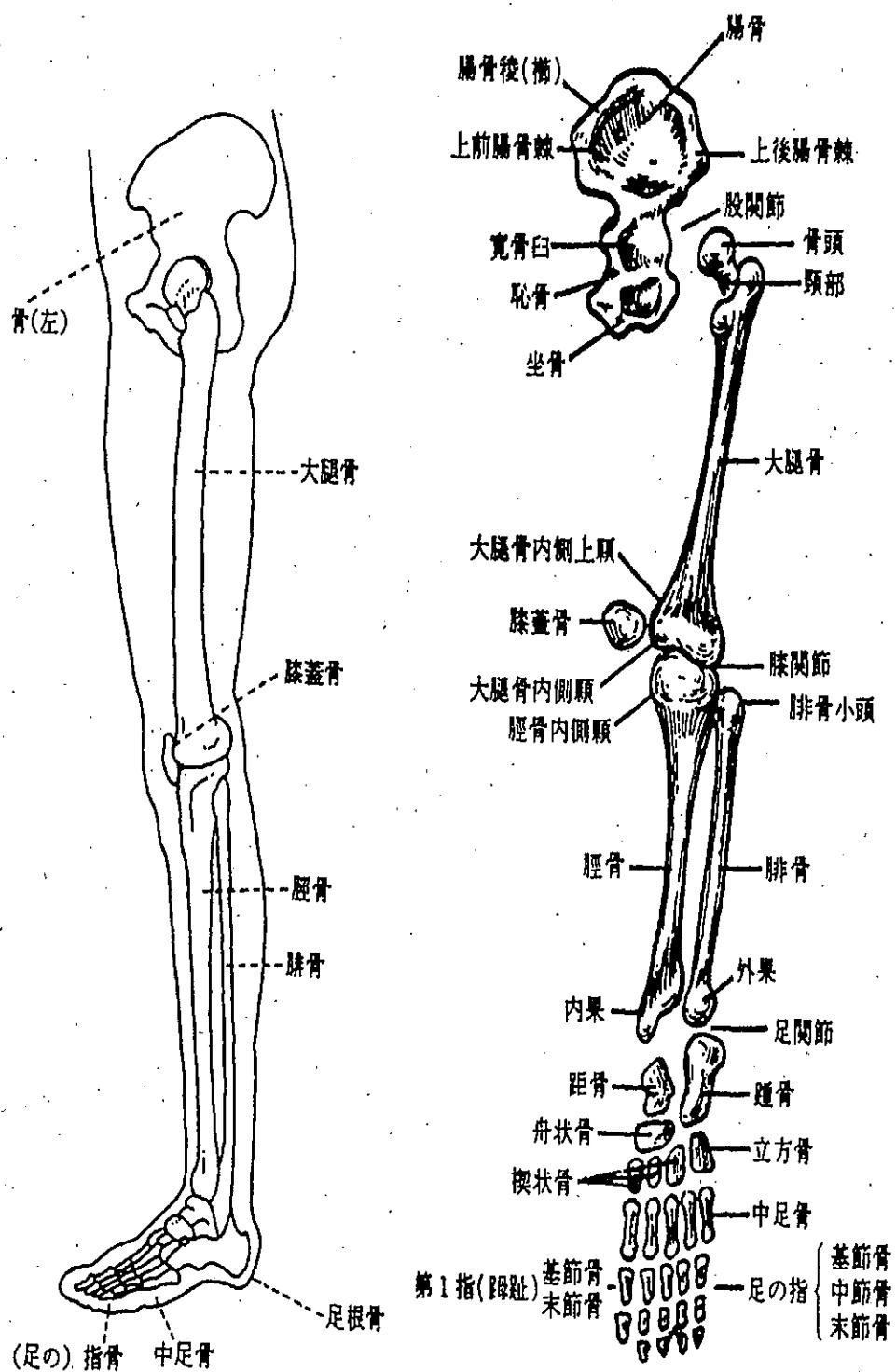


〔手骨及び手指の関節〕



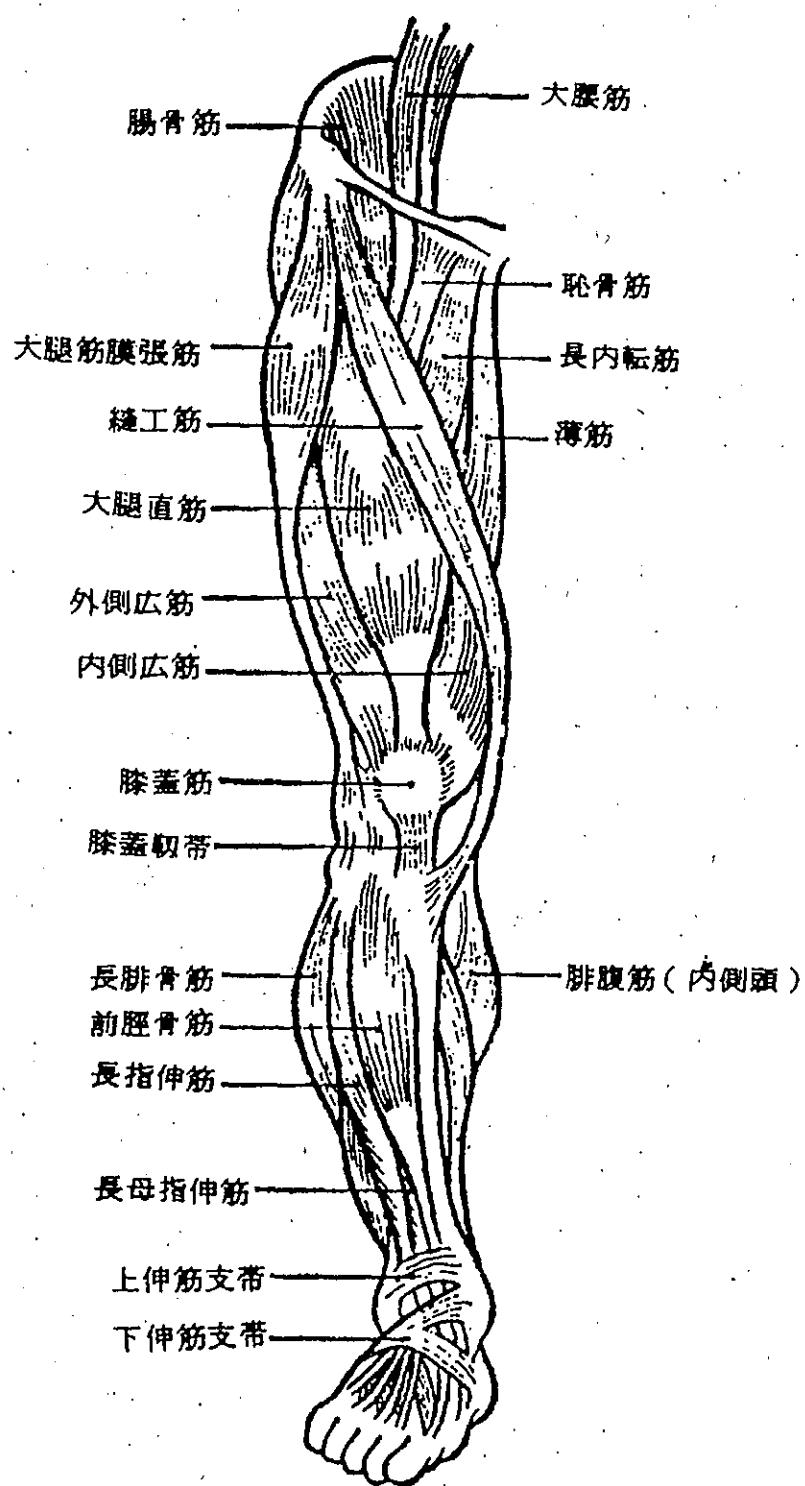
(注) 身体障害者障害程度等級表にいう「指を欠くもの」とは、母指であれば、指骨間関節、  
その他の指においては、第1指骨間関節以上を欠くものをいう。

[下肢の骨格]

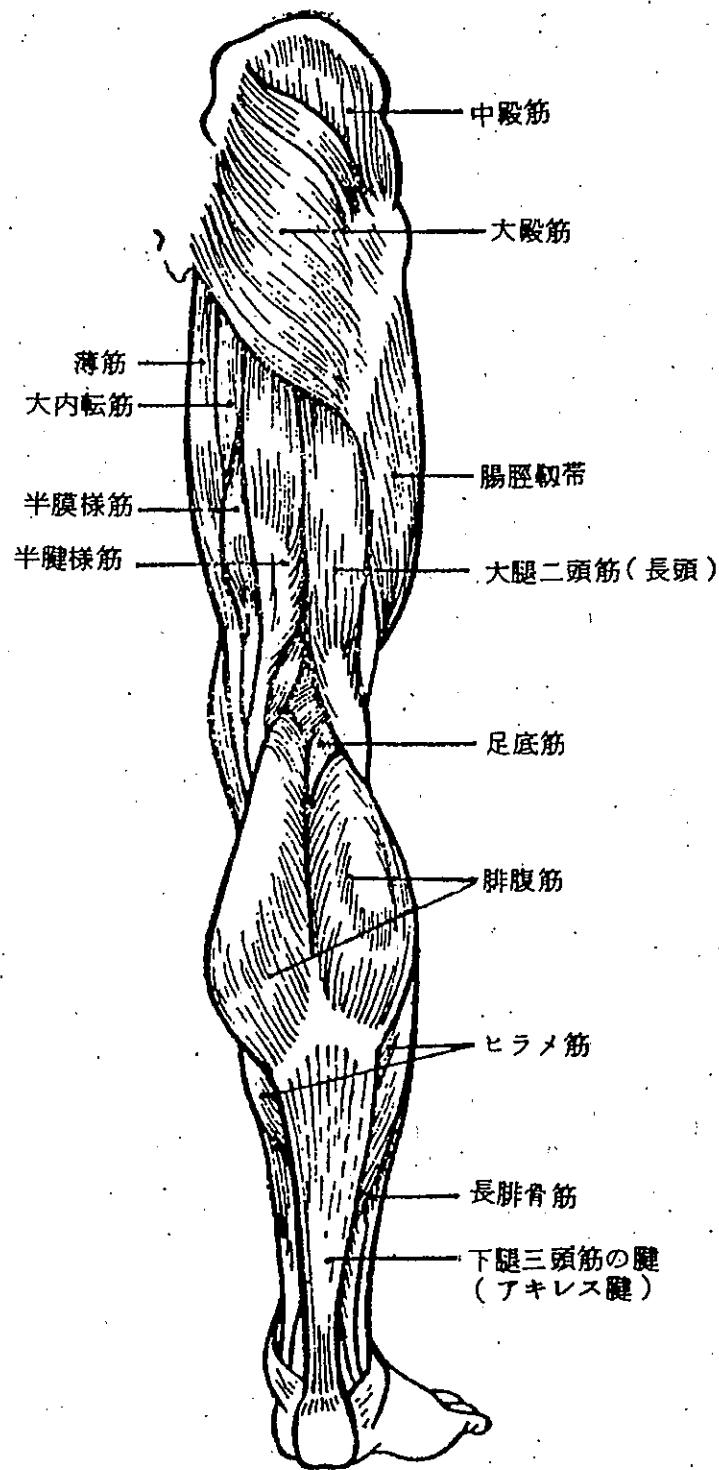


〔下肢筋〕

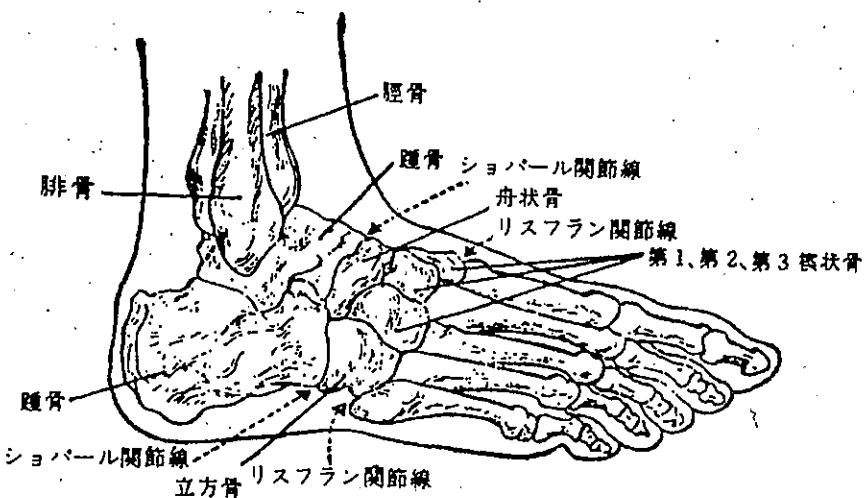
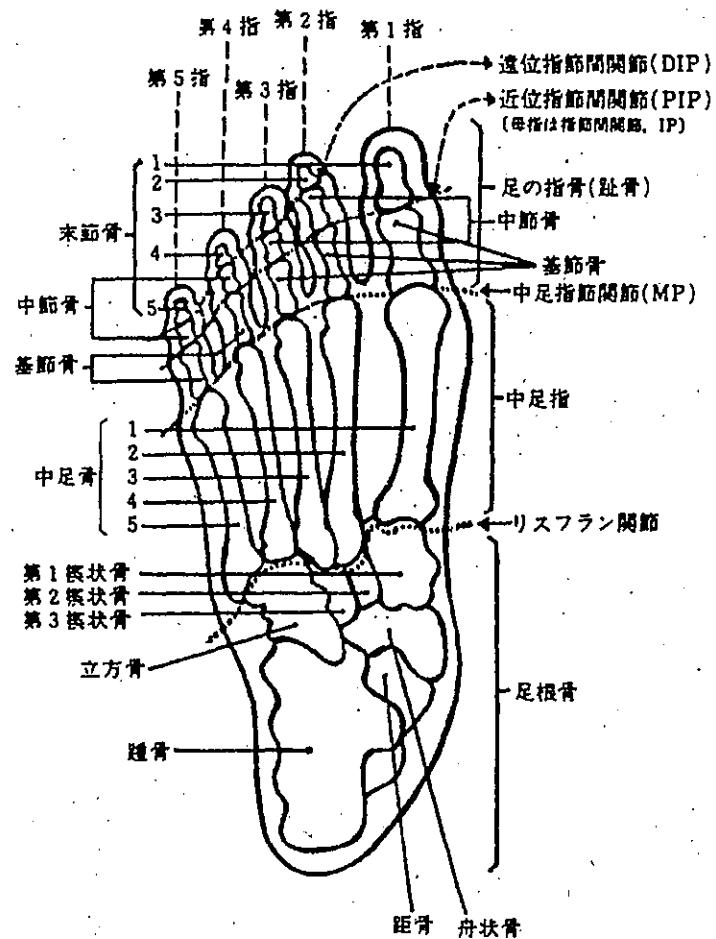
前 面



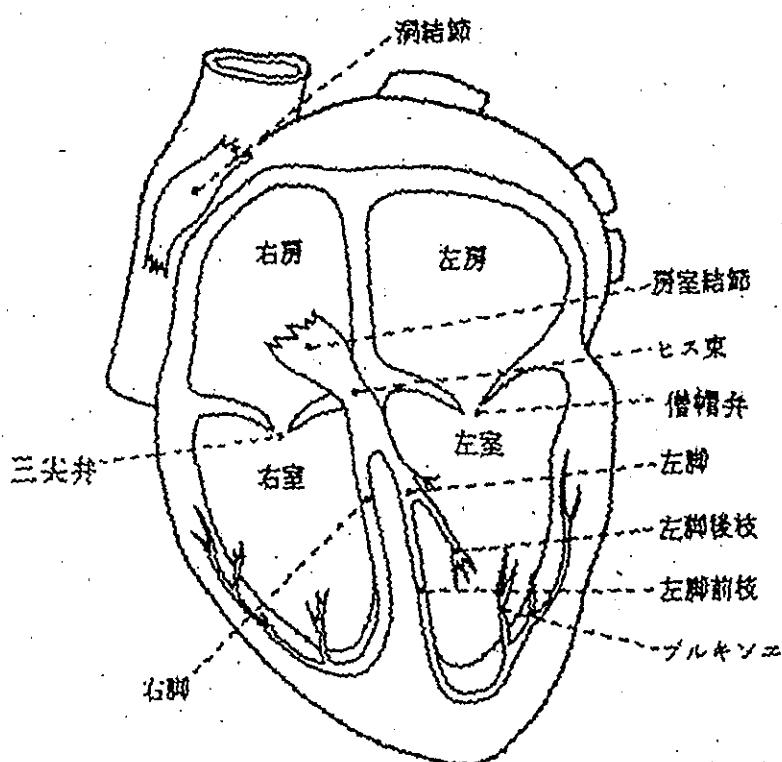
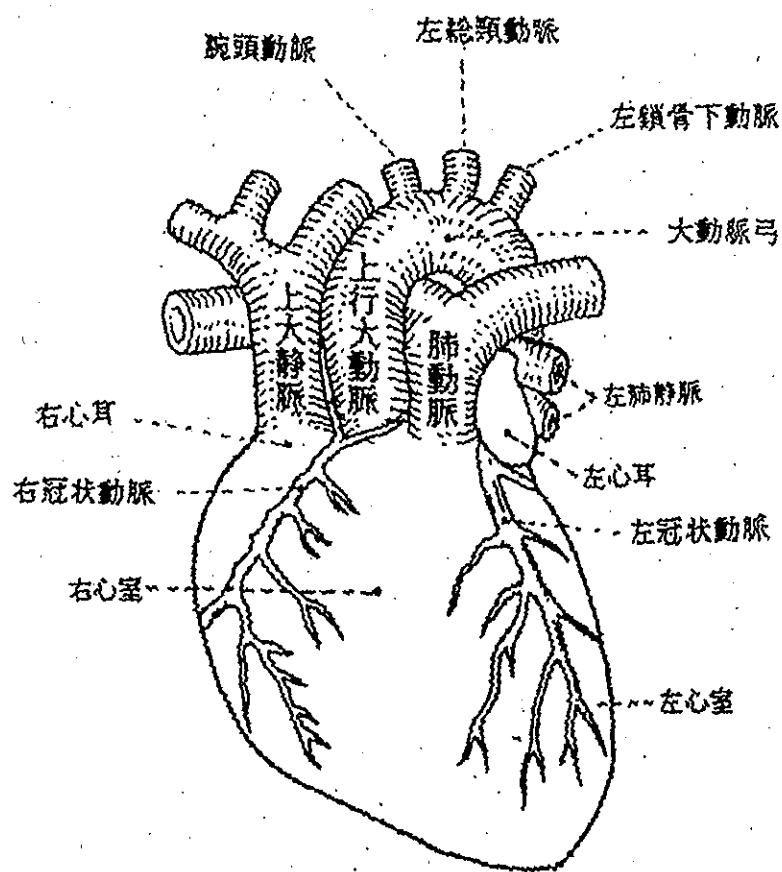
後面



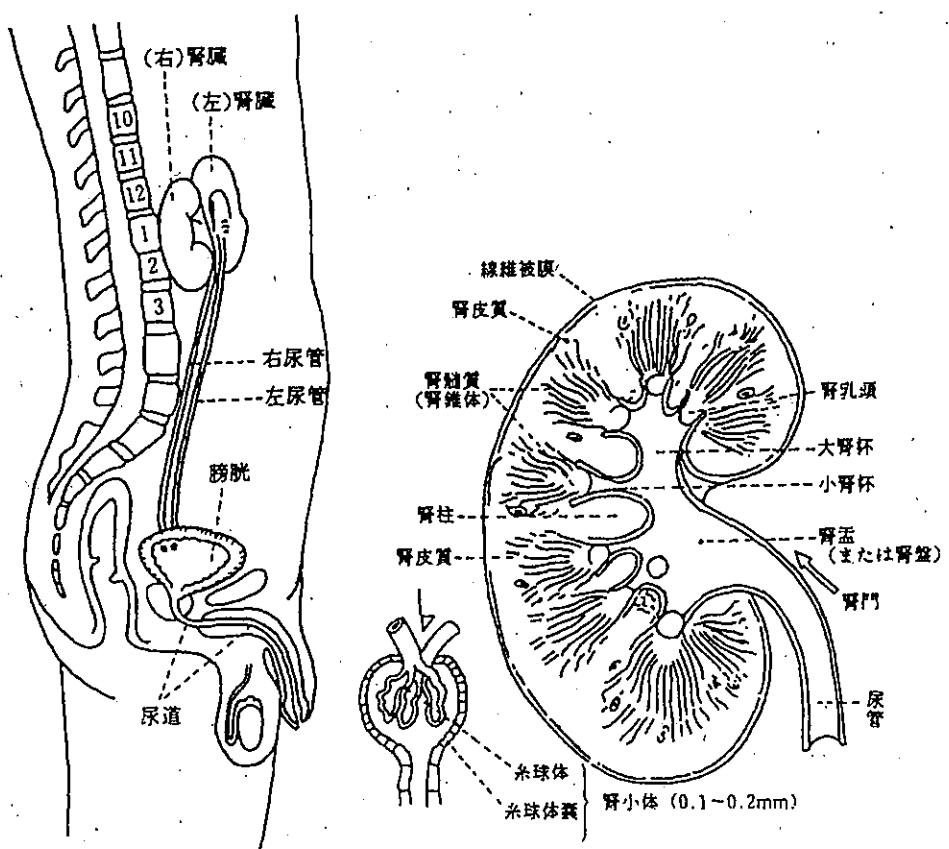
〔足骨、足関節〕



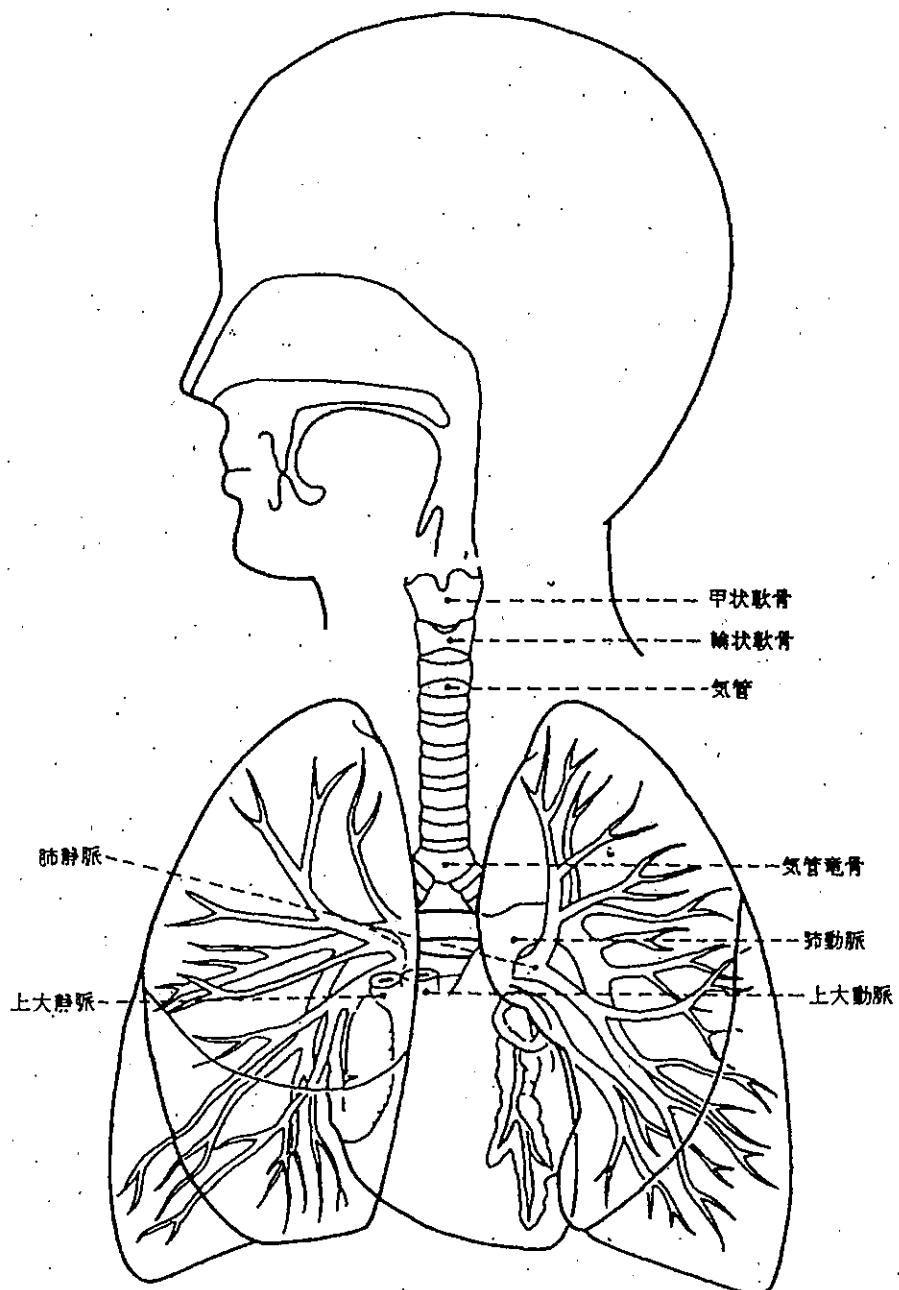
[心臓]



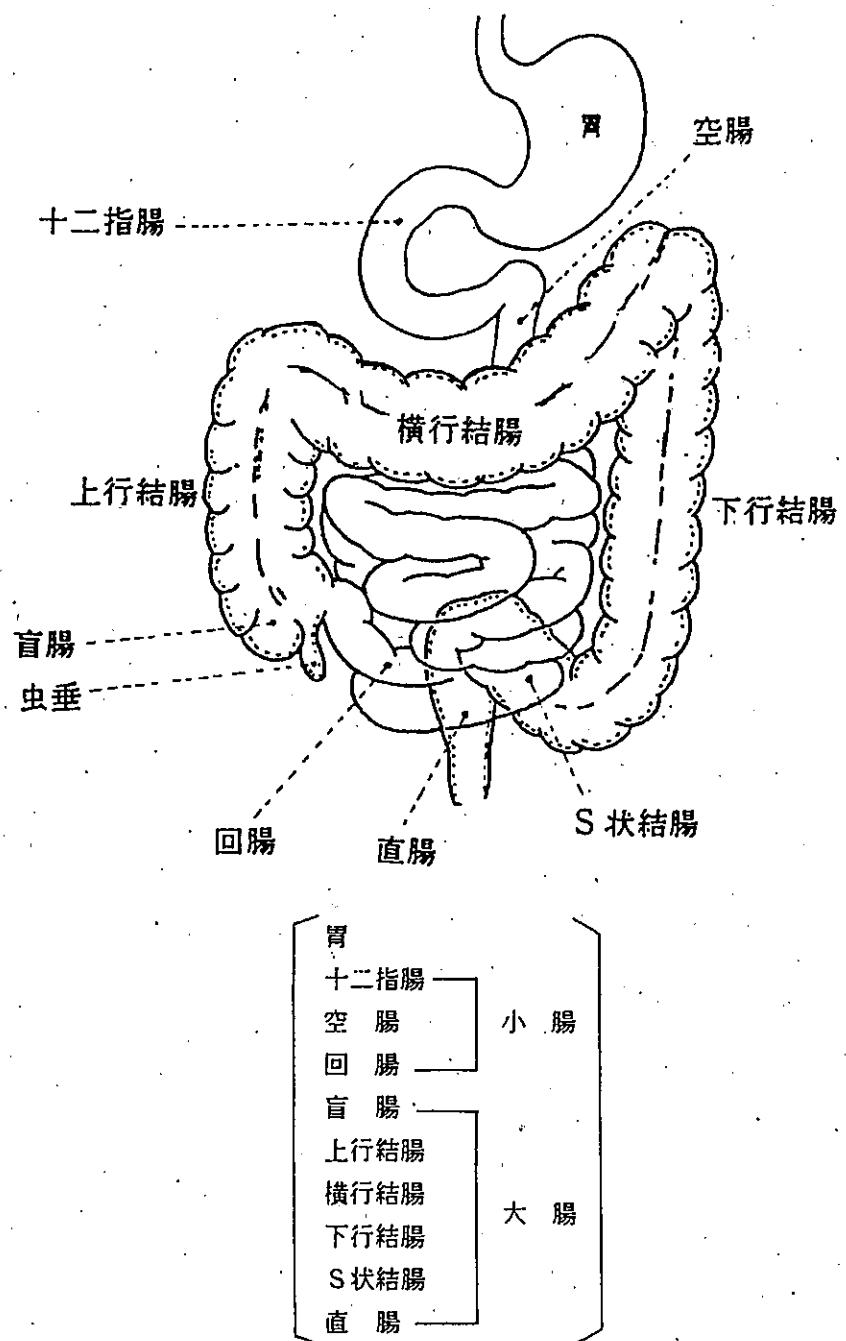
[腎臓・尿路]



[呼吸器]



[消化器]



#### 4 身体障害者の範囲拡大の推移

身体障害者の範囲	
身体障害者福祉法 別表	政令で定める障害 (身体障害者福祉法施行令 第12条)
<p>〔法の制定 公布 昭24. 12. 26 施行 昭25. 4. 1〕</p> <p>・心臓機能障害、呼吸器機能障害の追加 〔昭42年法律第113号による改正〕 〔昭42. 8. 1 施行〕</p> <p>・じん臓機能障害の追加 〔昭47年法律第112号による改正〕 〔昭47. 7. 1 施行〕</p> <p>① 政令によって身体障害を指定する方法の導入 　障害の多様化、複雑化、さらに新しい類型の障害の発生等の状況に対処するため</p> <p>② そしゃく機能障害の規定 　従来、音声・言語機能障害として取り扱われていた</p> <p>③ オージオメータのJIS規格改定に伴う聴覚障害の規定の改定 〔昭59年法律第63号〕 〔昭59. 10. 1 施行〕</p>	<p>→・ぼうこう・直腸機能障害の追加 〔昭59年政令第288号による改正〕 〔昭59. 10. 1 施行〕</p> <p>・小腸機能障害の追加 〔昭61年政令第300号による改正〕 〔昭61. 10. 1 施行〕</p> <p>・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の追加 〔平10年政令第10号による改正〕 〔平10. 4. 1 施行〕</p> <p>・肝臓機能障害の追加 〔平21年政令第298号による改正〕 〔平21. 12. 24 施行〕</p>

身体障害者障害程度等級表 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号)	厚生省社会局長通知
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害程度等級表」を規則中に規定 〔昭29.9.2 厚生省令第52号による改正〕</li> <li>・心臓機能障害、呼吸器機能障害の追加 〔昭42.8.1 厚生省令第26号による改正〕</li> <li>・じん臓機能障害の追加 〔昭47.8.25 厚生省令第44号による改正〕</li> <li>・そしやく機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、脳原性運動機能障害の追加 〔昭59.9.26 厚生省令第53号による改正〕</li> <li>・小腸機能障害の追加 〔昭61.9.22 厚生省令第45号による改正〕</li> <li>・視覚障害における視野障害に視野の損失率を導入 〔平7.4.11 厚生省令第29号による改正〕</li> <li>・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の追加 〔平10.2.9 厚生省令第14号による改正〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身体障害者福祉法別表「身体障害者の範囲」の解釈について」 〔昭25.7.26 社乙発第116号〕</li> <li>・「身体障害者等級表について」 〔昭25.8 社乙発第123号〕</li> <li>・「身体障害者障害程度等級表について」 〔昭29.9.2 社発第685号〕</li> <li>・総合評価認定方法の導入 〔「身体障害者の障害程度認定について」 昭和51.4.22 社更第49号〕</li> <li>・「身体障害者障害程度等級について」 〔昭59.4.1 社更第52号〕</li> <li>・「身体障害者障害程度等級表について」 〔昭59.9.28 社更第127号〕</li> <li>①脳原性運動機能障害の認定基準の追加 ②障害が重複する場合の取扱いの明確化 (合計指數算定方法の導入)</li> </ul>

身体障害者障害程度等級表 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号)	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害者認定基準)について」 〔平成15.1.10 障発第0110001号〕</li> </ul> <p>※ 平成15.3.31 廃止</p> <p>「身体障害者障害程度等級表について」 〔昭和59.9.28 社更第127号〕</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>肝臓機能障害の追加 〔平21.12.24 厚生労働省令第157号による改正〕</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>心臓機能障害(ペースメーカー等植え込み者)及び肢體不自由(人工関節置換者)の障害認定基準の見直し</li> </ul>	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「『身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害者認定基準)について』の一部改正等について」 〔平成26.1.21 障発第121第1号〕</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害の認定方法の見直し</li> <li>小腸機能障害(日本人の推定エネルギー必要量)の障害認定基準の見直し</li> </ul>	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「『身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害者認定基準)について』の一部改正等について」 〔平成27.3.31 障発0331第2号〕</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>肝臓機能障害の障害認定基準の見直し</li> </ul>	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「『身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害者認定基準)について』の一部改正等について」 〔平成28.2.4 障発0204第1号〕</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>じん臓機能障害の障害認定基準の見直し</li> </ul>	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「『身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害者認定基準)について』の一部改正等について」 〔平成30.2.26 障企発0226第6号〕</li> </ul>

身体障害者障害程度等級表 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号)	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知
・視覚障害の障害認定基準の見直し	→ 「『身体障害者障害程度等級表の解説 (身体障害認定基準)について』の一 部改正等について」 〔平成30.4.27 障企発0427第2号〕

[このページは編集上の都合により  
意図的に余白としています。]

5 JR運賃割引制度の第1種、第2種

[ 太枠内 → 第1種 ]  
[ その他 → 第2種 ]

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢機能障害	下肢機能障害	体幹機能障害
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2）視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聽力レベルがそれぞれ100デシベル以上（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 1上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がる困難なもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聽力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）				1 両下肢をショバ一関節以上で欠くもの 2 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 1下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの				(以下 略)		

(注) ※1 障害(障害区分ごとの障害)を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記太枠内の程度に準ずるものも  
※2 脳原性運動機能障害については、1上肢又は1下肢のみに運動機能障害がある場合は除かれます。

		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫若しくは肝臓の機能障害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 (脳原性運動機能障害)		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能障害	移動機能障害							
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(以下 略)

第1種身体障害者とされます。

このページは編集上の都合により  
意図的に余白としています。